

流山市農業委員会からの お知らせ (第8号)

編集・発行
流山市農業委員会事務局
TEL 04-7150-6102



利用状況調査を行う農業委員

一昨年の農地法の改正により、遊休農地の所在の明確化と有効利用の徹底が図られることになりました。今までは市が指定した遊休農地が対象でしたが、今後はすべての遊休農地が対象となりました。このため、農業委員会は、毎年農地の利用状況を調査し、必要な場合は指導等を行っていきます。

本市では、昨年11月に新川耕地内の耕作状況を調査しました。

(農業委員会の指導の内容 2ページに掲載)

農地の適正な利用を

● 農業委員会の指導

利用状況調査の結果、次のいずれかに該当する農地については、農地の利用の増進を図るための指導を行います。

- ① 1年以上にわたって農作物の栽培が行われておらず、かつ、今後、農地所有者等の農業経営に関する意向、農地の維持管理（草刈り、耕起等）の状態等からみて、農作物の栽培が行われる見込みがない農地。
- ② 農作物の栽培は行われているが、周辺農地において行われる栽培方法と比較して著しく劣っている農地。
この場合、作物がまばらに作付けされていないか、農地内で偏って栽培されていないか、栽培に必要な管理が適切に行われているかなどを見て判断します。

● 指導の内容

- ① 農地の保全管理（草刈り）のみを行い、1年以上耕作されていない農地となっているが、今後は自ら耕作を行う意思を有し、その実現が見込まれる場合。

⇒技術指導等の支援が必要な場合は、関係団体による支援を要請します。

- ② 農地の保全管理（草刈り、耕起）を行えば耕作ができる農地。

⇒農地の保全管理及び耕作の再開を依頼します。
技術指導等の支援が必要な場合は、関係団体による支援を要請します。

- ③ 農地の保全管理（草刈り、耕起）を行っても所有者自らが耕作を行う見込みがない場合。

⇒農地の有効利用のための意向調査を行い、調査結果により農地利用集積円滑化団体に貸し付けの委任の申出を行うこと等を指導します。

農地を利用する者が直ちに見込まれないときは、利用する者が確保されるまでの間、農地の保全管理をお願いします。



※ 農地利用集積円滑化団体とは

平成21年の農業経営基盤強化促進法の改正により、「農地利用集積円滑化事業」が創設されました。これは農地を面的にまとめることにより、効率的に利用できるようにするため、農地の所有者の委任を受け、代理して農地の貸し付け等を行うものです。

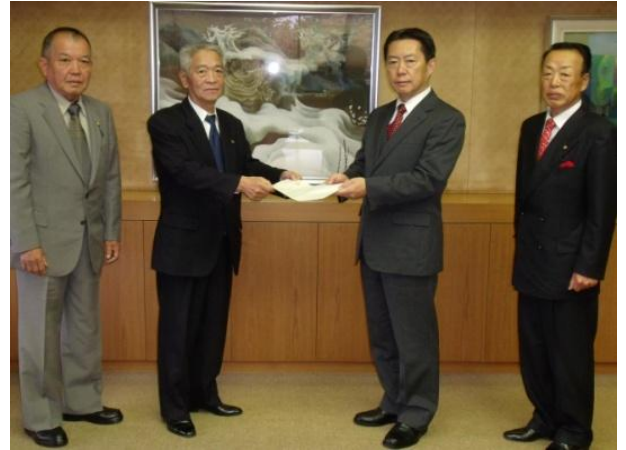
この事業を行う団体を「農地利用集積円滑化団体」といいます。貸し付け等の実施に当たっては、農業経営基盤強化促進法に基づく「農用地利用集積計画」の仕組みを活用します。

なお、本市の場合、農地利用集積円滑化団体は、市農政課に置かれています。

平成23年度流山市農業施策についての 建議書 井崎市長に提出

平成22年11月4日、高市農業委員長は、井崎市長に「平成23年度流山市農業施策についての建議書」を提出しました。

今年度は、平成12年度に策定され、平成32年度を目標とした「流山市総合計画」が折り返し点を迎え、新たな今後10年間の流山市の方針を示した「流山市後期基本計画」がスタートしました。その中で位置付けられている「都市との調和のとれた農業振興」を重点に、一昨年施行された改正農地法の趣旨も踏まえ、「耕作放棄地の解消」や「農地の流動化」など、更には、都市化が急速に進み、流山市が抱えている「都市農業の継続のための課題や方策」を念頭に慎重に検討を重ね、21項目を建議しました。



平成23年度流山市農業施策に関する建議（別紙のとおり）

農業委員会委員の選挙人名簿登載申請 1月7日までに提出を



市内の農業従事者が、農業委員会委員の選挙権と被選挙権を得るため、毎年1月1日現在で行われている選挙人名簿への登載申請期限は、1月7日（金）までです。

配布済みの申請用紙に必要事項を記入し、同封した返送用封筒に封入の上、郵送にて提出してください。

対象：平成3年4月1日以前に生まれ、市内に住所があり10a以上の農地を耕作している方及び同居の親族または配偶者で、年間60日以上農業に従事している方

なお、本年は農業委員の一般選挙が予定されております。農業委員の選挙に大切な申請書ですので必ず提出されますようお願いいたします。

農地を相続した場合は届出を

農地法の改正により、相続によって農地を取得した時は、農業委員会に届出が必要となりました。

これにより、農業委員会では、農地法の許可を要しない権利取得についてもその所在を把握することになりました。

届出をしなかったり、虚偽の届出をした者は、10万円以下の過料を科せられる場合があります。

◎届出が必要な権利取得

相続（遺産分割及び包括遺贈を含む）、法人の合併・分割、時効等による農地の権利取得です。

◎農業委員会の措置

農業委員会では、届出がされた農地について、適正かつ効率的な利用が図られるかどうかをチェックします。

◎届出の期限

権利を取得した方は、権利取得を知った日から概ね10か月以内に届出してください。

◎届出先

権利を取得した農地の所在する農業委員会に届出してください。

この届出は、農業委員会に権利取得の内容を知らせるもので、所有権の移転登記に代わるものではありません。

農地をお持ちの方へ

農地法の改正により、農地の所有権又は賃借権等を有する者は、適正かつ効率的な利用を確保しなければならない責務規定が設けられたことから、所有者は適正な管理をお願いします。

なお、農地の権利移動や農地を農地以外の用途へ変更する場合は、農業委員会の許可又は届出等が必要となります。

無断・無許可で農地以外に使用した場合、違反転用となりますので農地法の手続きを忘れずに行ってください。



全国農業新聞は農業者の公的代表機関である農業委員会系統組織が発行する農業総合専門紙です。

「週刊」の時間を生かし、情報がわかりやすいよう解説的にまとめています。

みなさんの購読のお申し込みをお待ちしております。

— 全国農業新聞を購読してみませんか —

(毎週金曜日発行 B3版8～10頁建 購読料:月600円[送料、税込み])

しっかり積み立て、がっちりサポート
安心で豊かな老後を

農業者年金



農業者年金は、国民年金の第一号被保険者である農業者がより豊かな老後生活を過ごすことができるよう国民年金(基礎年金)に上乘せした公的な年金制度です。

60歳未満の国民年金の第一号被保険者であって年間60日以上農業に従事するものであれば誰でも加入できます。

保険料は、月額2万円から6万7千円までご自身のライフプランに合わせて保険料を自由に選択できます。